今月のニュース

救急医療の適切な利用を

●問い合わせ　保健センター（☎575－1101）

9月9日は『救急の日』です。市では、関係機関、医師会や医療機関と連携し、救急医療体制の充実に努めています。

しかし、近年の医師や看護師の不足などにより、医療現場は深刻な状況です。誰もが安心して医療を受けるために、救急医療の現状を知り、医療機関や救急車を正しく利用するため、皆さんのご理解とご協力が必要です。

救急医療体制の役割と仕組み

急な病気やけがなどに対処するため、症状に応じて初期・第二次・第三次と、医療機関が役割を分担して、救急医療体制を整えています（左表参照）。

救急医療体制

まずは、かかりつけ医に相談

↓

初期救急医療体制
人院を必要としない比較的軽症の患者に対応
●深谷市休日急患診療所・こども夜間診療所、在宅当番医（深谷市・大里郡医師会が運営しています。）

↓

第二次救急医療体制
人院や手術を必要とするなど重症の救急患者に対応
●病院群輪番制病院・小児二次救急輪番病院（対応できる病院が少ないため、深谷市・熊谷市・本庄市・行田市など4市4町を1つの医療圏として運営しています。）

↓

第三次救急医療体制
二次救急では対応が困難な生命にかかわる重篤な救急患者に対応
●救命救急センター…県内に7カ所開設。県北部では唯一、深谷赤十字病院に救命救急センターが設置されています。

適切に医療機関を利用するために

1 『かかりつけ医』を持ちましょう

体の不調を感じたときは、早めに『かかりつけ医』に相談し、適切なアドバイスを受けてください。

2 診療時間内に受診しましょう

『夜間の方がすいているから』『昼間は忙しいから』などの理由で、救急医療機関をコンビニ受診するかたがいます。そのため、救急外来が混み合い、本当に治療を必要とする人への対応が十分にできなくなる恐れがあります。

救急医療は緊急事態に備えるためのもので、本来の診療時間とは異なり、少人数の診療体制となっています。そのため、専門的な診療が受けられないこともあり、充実した診療を受けるには、昼間の診療時間に『かかりつけ医』などで受診しましょう。

3 休日・夜間診療のかかり方

救急病院の医師は、日頃からその患者の様子を見ている『かかりつけ医』とは違います。すぐに入院して治療する必要があるか、翌日まで様子をみてもよいかなど、一時的な判断をするのが役目です。翌日まで様子をみてよいと判断された場合は、応急処置を受けて、改めて『かかりつけ医』で受診しましょう。

休日や夜間に体調が悪くなったら

※27ページも併せてご覧ください

■医療機関を受診する前に

- 埼玉県小児救急電話相談
（☎＃8000または☎048－833－7911）

子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家庭での対処方法や、受診の必要性について看護師が電話で相談に応じます。

- 埼玉県大人の救急電話相談
（☎＃7000または☎048－824－4199）

夜間の急な病気やけがに関して、相談員（看護師）が電話で医療機関を受診すべきかどうかをアドバイスします。

- 埼玉県救急医療情報センター　※24時間対応
（☎048－824－4199）

救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要なときや、休日、夜間などに、受診可能な医療機関をご案内します。

■初期救急医療体制

- 休日急患診療所（内科・小児科）
- こども夜間診療所（小児科・内科（こども））
- 在宅当番医（眼科・耳鼻咽喉科）

■消防テレホンサービス・医療機関のご案内

災害情報、日曜日・祝休日の休日急患診療所の案内、救急当番病院の案内（☎0180－99－4944）、指令課（☎571－0119）

深谷のいいものを体験『深谷〇旅』

●問い合わせ　商工振興課（☎574－6650）

深谷の特色やお店の魅力を生かした47の体験イベントを実施します。

老舗の裏側を見学したり、職人の技を体験するなど、工夫を凝らした企画で皆さんをおもてなしします。

※全プログラムの詳細は、ガイドブックや市ホームページ（HP『深谷えん旅』で検索）をご覧いただくか、お問い合わせください。

とき　10月17日㈯～11月30日㈪

ガイドブック配布　問い合わせ先のほか、市役所本庁舎総合案内、総合支所などで配布しています。

▲第3回深谷えん旅ガイドブック表紙

体験イベントの一部をご紹介!!

食を楽しむ体験
あなたも和菓子職人＆まちカフェでおしゃべり

技を学ぶ体験
創業150年の酒蔵で酒造り体験『1日蔵人』

自分を磨く体験
1200年の歴史あるお寺で座禅・写経・写仏・ヨガ体験

心に触れる体験
銀行の仕事を学ぼう！キッズ1日銀行員体験

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ　熊谷年金事務所（☎522－5012）　保険年金課（☎574－6641）　岡部市民生活課（☎585－5496）
川本市民生活課（☎583－2783）　花園市民生活課（☎584－1121）

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除（全額・一部）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。

追納保険料は、過去の分から順次納めていただきます。

※一部免除は、納付すべき一部の保険料を期限内に納付する必要があります。納付しない場合には、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、追納することはできませんのでご注意ください。

※手続き先は日本年金機構です。詳しくはねんきんダイヤル（☎0570－05－1165）

※IP電話・PHSのかたは☎03－6700－1165）または熊谷年金事務所までお問い合わせください。（※郵送による手続きが可能です）

平成27年度中に追納する場合の月額

年　度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成17年度の月分	14,880円	―	7,440円	―
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

※平成24年度分以前の保険料には、一定の額が上乗せされます。